

世田谷目黒地区分会 申し合わせ事項: ウェルカム会員について

令和 5 年 12 月 22 日

ウェルカム会員とは、当地区分会の事業に賛同する助産師(東京都助産師会会員に限る)を含む個人又は団体をいう。

(入会)

第 1 条: ウェルカム会員を希望する者は、申込書により申し込み、当地区分会役員の承認を受けなければならない

(寄付金等)

第 2 条: ウェルカム会員は個人 2,000 円、団体 10,000 円を寄付金として納める

(納入方法)

第 3 条: 第 2 条の寄付金は、年度内に当地区分会の定める口座、あるいは、役員に直接納める

(寄付金の使途)

第 4 条: 寄付金は公益目的事業のために充当するものとする

(特典)

第 5 条: 以下の特典を設ける

- (1) 当地区分会勉強会参加時は1回に限り参加費を免除する
それ以降は参加費を当地区分会会員と同等とする
- (2) 役員会の認めた事業において、特典を受けることができる
- (3) 助産師については当地区分会から依頼する助産師相談や講師の受託ができる

(任意退会)

第 6 条: ウェルカム会員は、退会希望日の 1 ヶ月前までに当地区分会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。あるいは、年度内に寄付金の納入がない場合は 退会とする

(ウェルカム会員資格の喪失)

第 7 条: 次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会員の同意があったとき
- (2) 当該会員が成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 当該会員が死亡、解散若しくは破産したとき
- (4) 正当な理由なく第 2 条の支払義務を 1 年以上履行しなかったとき

(改訂)

第 8 条: 本申し合わせ事項の改訂は、当地区分会役員の決議を経て行うものとする

※令和 5 年 11 月 東京都助産師会本部と相談の上、上記決定する